

「中小企業の会計に関する研究会報告書」の概要

平成 14 年 6 月 中小企業庁

今般、中小企業庁では、事業環境部長主催の「中小企業の会計に関する研究会」(座長：小川英次中京大学学長)を開催し、4か月間に7回の集中的な審議を経て報告書をまとめ、公表した。概要は以下のとおり。

1. 検討の趣旨：

近年、経済・金融情勢の構造的変化、電子商取引の進展、下請取引構造の変容等、中小企業を巡る金融環境や取引構造は大きく変化している。

その中で、適切な会計に基づいた計算書類のディスクロージャーによって、金融機関や取引先の信頼を得ることの重要性が高まっている。

また、商法改正(4月施行)により、インターネットによる商法上の計算書類の開示が認められ、ディスクロージャーが低コストで実施可能になった。

一方、公開会社においては、国際会計基準の調和化の流れの中で、いわゆる新会計基準(税効果会計、金融商品会計など)が次々と導入されている。

このような中、外部からの信頼を得るために、中小企業が具体的にどのような会計を行うことが適切なのか、必ずしも明確には認識されていなかった。

かかる情勢に鑑み、商法・税法・会計等の各分野の我が国を代表する方々で構成される研究会を設け、資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計のあり方を多面的に検討したものである。

(本報告書では、商法特例法上の小会社(資本金1億円以下の株式会社)で、当面は株式公開を目指していない中小企業を対象としている。

なお、小会社には外部監査(公認会計士監査)は義務付けられていない。)

2 . 報告書の概要： 「現状と課題」、「中小企業の会計」から構成。

【中小企業とその会計を巡る現状と課題】

中小企業の会計は、法制度としては「商法」と「税法」に規定されている。
証券取引法、企業会計原則等の企業会計基準は、法的には公開会社に適用。

中小企業の会計を巡る動向

- (1) 全ての会社は、商法に基づき計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を作成する義務がある。その作成方法は、商法の「会社の計算」規定のほか、「公正なる会計慣行を斟酌すべし（商法32条2項）」とされている。
しかし、中小企業にとっては、「公正なる会計慣行」とは何か明確になっているとは思われていない。
- (2) 証券取引法が適用される公開会社に近年導入されている「新会計基準」は、中小企業には、どこまで適用すればよいのか、不透明感がある。
- (3) 金融環境や取引構造の変化の中で、中小企業に、ディスクロージャーによって金融機関や取引先の信頼を確保する重要性が高まっている。

中小企業が計算書類を作成するに当たり、中小企業にとっての不明確さを解消するため、また、中小企業が取引先や金融機関から信頼を得られるようにするために、会計の望ましいあり方を検討する必要がある。

税務と中小企業の会計について

中小企業では、会計実務処理に際して税法の影響が大きい。このため、中小企業の会計を考えるに当たり、税務との関係に留意する必要がある。
実際、税法は確定決算主義を採用しているほか、個別の会計実務の具

体的な処理は、税法体系に詳細に規定されていることが多い。

(確定決算主義：株主総会で承認された計算書類(商法上の確定決算)を、課税所得算定の基礎とする。)

中小企業の会計と記帳について

計算書類の信頼性を確保するため、信頼性のある、適時の記帳が重要。

計算書類のインターネット公開について

商法改正(平成14年4月施行)により、計算書類のインターネット公開が可能になった。その意義と、中小企業団体等によるその促進策。

諸外国の中小企業の会計について

イギリスでは1997年に、中小企業の負担軽減の観点から、中小企業向け会計基準(FRSSE)を設定。ドイツ・アメリカ等でも、中小企業の実務に即した会計が行われている。

中小企業会計のあり方に関して

本報告では、会計実務、運用に関する事項には立ち至っていないが、こうした面も含め、専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている。

参考：日本税理士会連合会、日本公認会計士協会において、それぞれ、中小会社の会計に関して検討中。

【中小企業の会計】

以上の問題意識のもと、資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す中小企業にとって、信頼を得られる「望ましい会計のあり方」を、個別の項目毎に検討(参考資料参照)。

基本的考え方として、債権者・取引先に有用な情報を提供するものであり、また、経営者に理解しやすく、過重負担にならないこと、実務に配慮したも

のであること等を、判断の枠組みとしている。

商法の枠組みの中で、債権者・取引先の信頼性を得るための中小企業の会計として、個別項目のあり方を示している。(各論は16項目)

例：減価償却について

「毎期継続して、規則的な償却を行う」とし、資産の状況を適切に示すことを規定している。

例：引当金について

「法的債務性のあるものは、引当金等を計上」と商法上の義務を明確にする。

そうでないものについては、「重要性の高いものは計上」として、将来費用が発生する見込みがあり、それが重要であれば、適正に引当金を積むべきものとしている。退職給付についても同様。

公開会社に導入されている新会計基準について

公開会社に導入されている新会計基準については、企業規模による属性の違い、負担可能なコスト、計算書類の目的等を考慮し、基本的に任意適用。

例えば、『税効果会計』は、「必要に応じて採用」。『金融商品会計』関係では、有価証券の評価に関し、売買目的有価証券のみに時価評価を求める等。

この他、キャッシュフロー計算書の作成や注記の充実を「望ましい」と位置付けている。さらに、記帳、開示(ディスクロージャー)についても会計の一連のプロセスとして規定。

本件問合せ先：経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 佐藤

03-3501-5803

中小企業の会計に関する研究会 委員等名簿

(敬称略、五十音順)

委員	植松 敏	日本商工会議所専務理事
	上村 達男	早稲田大学法学部教授
	江頭 憲治郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		(中小企業政策審議会委員)
(座長)	小川 英次	中京大学学長(中小企業政策審議会企業制度部会長)
	尾崎 安央	早稲田大学法学部教授
	加古 宜土	早稲田大学商学部教授
	河 照行	甲南大学経営学部教授
	古賀 智敏	神戸大学大学院経営学研究科教授
	品川 芳宣	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	武田 隆二	大阪学院大学流通科学部教授
	万代 勝信	一橋大学大学院商学研究科教授
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	坪田 秀治	日本商工会議所産業政策部長
	橋本 一美	全国中小企業団体中央会企画部長
	引馬 滋	C R D 運営協議会代表理事
	宮口 定雄	日本税理士会連合会専務理事
	柳澤 義一	日本公認会計士協会理事
	田辺 剛	みずほ銀行主計部次長
	田島 洋一郎	多摩中央信用金庫主任調査役(全国信用金庫協会)
	荒波 辰也	商工組合中央金庫総合企画部主計室長
	中桐 則昭	東京中小企業投資育成株式会社公開支援室長
	城所 弘明	城所公認会計士事務所 税理士・公認会計士
	坂本 孝司	坂本孝司会計事務所 税理士
	平川 忠雄	平川税務会計事務所 税理士
	佐藤 卓	中小企業診断士
オブザーバー		
	太田 洋	法務省民事局付
	濱 克彦	法務省民事局付
経済産業省中小企業庁		
	久郷 達也	事業環境部長
	東 良信	審議官
	北川 慎介	事業環境部財務課長
	安楽岡 武	事業環境部財務課課長補佐
	佐藤 孝弘	事業環境部財務課調査係長

〔参考〕

「中小企業の会計」本文 より抜粋

・ 中小企業の会計（総論）

（目的）

資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを目的とする。

（対象となる会社）

商法特例法上の小会社（資本金の額が一億円以下の株式会社）で株式の公開を当面目指していない会社を対象とする。

公開会社、商法特例法上の大会社の子会社は対象外とする。

（判断の枠組み）

中小企業の会計を考えるに当たっては、商法の目的や趣旨の下、以下の判断枠組みを基本とするものとする。

- (1) 計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと。
- (2) 経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと。
- (3) 対象となる会社の過重負担にならないこと。（現実に実行可能であること。）
- (4) 現行の実務に配慮したものであること。
- (5) 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること。

・ 中小企業の会計（各論）

（中小企業の計算書類作成の基本的考え方）

中小企業の計算書類は、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、会社の財政状態および経営成績について真実の概観を示すものでなければならない。

(会計方針の変更)

会計方針を変更する場合、その変更によって会社の財産および損益の状況をより正確に表示することを目的としていなければならない。

(金銭債権)

金銭債権の評価額は、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、低い代金で買い入れた時その他相当の理由がある時は相当の減額をすることができる。

市場価格のある金銭債権については、時価で評価することができる。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については時価で評価する。但し、専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価する。

(貸倒引当金)

金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として控除しなければならない。

取立不能見込額については、個別の債権ごとに評価する。

特定の種類の集団的な金銭債権について、過去の貸倒実績率等に基づき一括で評価することも、それが、適正かつ合理的である限り、認められる。

(有価証券)

有価証券の評価基準は、原価法を用いる。市場価格のある有価証券については、原価法、低価法又は時価で評価することができる。

取得原価の評価方法は、総平均法、移動平均法等一般に認められる方法による。

原価法を採用した場合において、有価証券の時価が取得原価より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

売買目的の有価証券については、時価で評価する。

(棚卸資産)

棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。

棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法等、一般に認められる方法を用いて行う。

原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価額より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

棚卸資産の取得原価は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。

(固定資産)

固定資産の減価償却は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して、規則的な償却を行う。

減価償却資産のうち、少額のものについては、費用処理することができる。

予測できなかつた著しい資産価値の下落があつた際には、減損額を控除しなければならない。

(繰延資産)

繰延資産は、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息を計上することができる。

(引当金)

将来の費用又は損失が特定されその発生原因が当期以前の事象にあり、費用又は損失の発生の可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行いうるもので、かつ、法的債務性のあるものについては、引当金等を計上しなければならない。

法的債務性のないものは、重要性の高いものについては計上する。

(退職給与引当金・退職給付債務)

内部積立の退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金等、将来の追加拠出の可能性がある退職給付制度を採用している会社にあつては、自己都合期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額について、企業の実態に応じて退職給与引当金を計上するか、退職給付債務から年金資産等を控除した額を計上する。

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、確定拠出型年金等、追加拠出が生じない制度を採用している会社にあつては、毎期の掛金を費用処理する。

退職規程が無く、退職金等の支払いに関する合意も存在しない会社において、将来の退職金支払いの可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行うことができ、かつ重要性の高いものについては引当金を計上する。

(リース取引)

リース取引については、通常中小企業が行っている一般的なリース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外の取引)については、賃貸借取引として処理する。

リース取引が事実上物件の売買と同様の状態にあるとみなされる場合、原則として売買取引として処理する。

(費用・収益の計上)

費用及び収益は、一定の期間に企業が獲得した収益と、それを獲得するために費やされた費用とを対応させなければならない。

費用の計上基準は、発生主義を原則とする。

収益の計上基準は、実現主義を原則とする。収益獲得の確実性に応じ、工事進行基準、収穫基準、回収基準等、一般に認められる方法により計上することができる。

各種資産の取得価額について、当期の収益獲得に対応する部分については、損益計算書の費用の部に、次期以降の収益獲得に対応する部分については貸借対照表の資産の部に計上する。

(経過勘定項目)

前払費用・前受収益・未払費用・未収収益等の経過勘定項目について、重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。

(税効果会計)

税効果会計は、会社の状況に応じて、金融機関や取引先との関係も踏まえた上で、必要な場合には採用する。

(キャッシュフロー計算書)

キャッシュフロー計算書は、経営判断の基礎として作成することが望ましい。

(注記事項)

重要な会計方針の注記は商法上義務付けられていないが、債権者・取引先の便宜の観点から、注記を行うことが望ましい。

また、中小企業の特性に鑑み、役員と会社間の債権債務、担保の提供、保証の有無等に関する情報を注記することが望ましい。

・ 記帳

(記帳の基本的考え方)

会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼性ある記帳が重要である。

記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。

また、記帳は適時に行わなければならない。

・ 計算書類の開示

(計算書類の開示の基本的考え方)

計算書類は、定時株主総会の承認後、遅滞なく、商法の定めるところにより公告しなければならない。

さらに、計算書類の利用者のニーズ等を勘案し、資金調達の多様化や取引先の拡大を図るためにも、商法上の公告として義務付けられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。